令和7年度

地方公共団体財政健全化法に基づく審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき審査に付された、令和7年度健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率等を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和8年８月２５日

中札内村代表監査委員　　木　村　　誠

中札内村監査委員　　木　村　優　子

令和７年度　地方公共団体財政健全化法に基づく監査意見書

第１　法律の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健全－１

第２　審査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健全－１

第３　審査の方法及び概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健全－１～３

１　　審査の方法

２　　審査の概要

第４　審査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健全－３

第１　法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成１９年６月に交付され、平成２０年４月から一部施行、平成２１年４月から本格実施されている。これにより地方公共団体は毎年度、実質的な赤字や公社・第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標を議会に報告し、公表することとされ、また、それが一定の基準値を超え悪化した場合は、議会の議決を経て財政健全化画を策定し、外部監査を求めることが義務付けされた。

第２　審査の概要

１　審査の対象

⑴令和７年度における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類。

⑵令和７年度における各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

２　審査実施期日

令和8年７月27日（月）

３　審査場所

中札内村役場監査室

第３　審査の方法及び概要

１　審査の方法

審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

また、公営企業の経営審査についても、各公営企業の資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適性に作成されているかどうかを同様に審査した。

２　審査の概要

⑴健全化判断比率について

審査に付された健全化判断比率は（表１）のとおりである。

本村においては、赤字が生じていないため、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は数値化されていない。また、他の指標はいずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全段階にあるといえる。

（表１）　（単位：％）

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準	備　　考
①実質赤字比率	－	－	15.0	
②連結実質赤字比率	－	－	20.0	
③実質公債費比率	5.3	5.6	25.0	
④将来負担比率	－	－	350.0	

注）指標の全てが表中の早期健全化基準未満である段階を「健全段階」、いずれかが早期健全化基準以上、財政再生基準未満である段階を「早期健全化段階」、いずれかが財政再生基準以上である段階を「再生段階」という。

◇各財政指標の解説

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものが「実質赤字比率」である。

令和7年度の実質赤字比率は発生しておらず、早期健全化基準の15.0%と比較すると、良好な状況にあると認められる。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものが「連結実質赤字比率」である。

令和7年度の連結実質赤字比率は発生しておらず、早期健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状況にあると認められる。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3か年の平均値）であり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すものが「実質公債費比率」である。

令和7年度の実質公債費比率は5.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、良好な状況にあると認められる。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する程度を示すものが「将来負担比率」である。

令和7年度の将来負担比率は発生しておらず、早期健全化基準の350.0%と比較すると、良好な状況にあると認められる。

⑵資金不足比率について
　審査に付された各公営企業に係る資金不足比率は（表２）のとおりである。
　令和７年度の簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率について、経営健全化基準は20.0%であるが、資金不足は生じておらず、良好な状況にあると認められる。

（表２）

区分	令和７年度 資金不足比率	令和６年度 資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	―	―	20.0
公共下水道事業会計	―	―	20.0

注）「資金不足比率」とは、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

第４　審査結果

　審査に付された、健全化判断基準、各公営企業に係わる資金不足比率及びそれぞれの算定基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されたものと認められる。また、今回審査した各指標を見る限り、本村における財政状況は健全段階にあると言える。なお、実質公債費比率の中長期の見通しについては、償還期間終了に伴う元利償還金の減少により指標の改善が見られる、財政調整基金や特定目的基金の減少が顕著に見られることから、健全財政を維持していくため、より慎重な財政運営を心がけされたい。